

市長が直接説明します

広聴活動の一環として「まちづくり市長出前講座」を実施します。申し込みのあった団体やグループの元に市長が伺い、まちづくりのための重点施策などを市長が自ら説明して、皆さんの意見交換を行います。

広聴活動の一環として、「まちづくり市長出前講座」を実施します。この講座は、団体やグループからの申し込みにより開催するものです。申し込みのあった団体やグループの元に市長が伺い、「今住む人が幸せに暮らし、若者や子ども

もたちが住み続ける地域づくり」を実現するための「6つのまちづくりビジョン」と「7つの重点施策」を直接説明して、皆さんの意見交換を行います。
◆申し込みできる団体など
申し込みできるのは、地区コミ



◆まちづくり市長出前講座一覧

番号	講座名
1	6つのまちづくりビジョンと7つの重点施策
2	6つのまちづくりビジョン
3	7つの重点施策

6つのまちづくりビジョン

番号	講座名
4	新型コロナウイルスに負けないまちづくり
5	安心安全に暮らせるまちづくり
6	いきいきと暮らす子育てと福祉のまちづくり
7	未来へ夢と希望を持てるまちづくり
8	農林水産業と商工業の発展を目指すまちづくり
9	持続可能な行財政運営に取り組むまちづくり

7つの重点施策

番号	講座名
10	市民が望む新病院の建設
11	シニア世代の輝く街をつくる
12	農林水産業の所得向上
13	銚子連絡道路インターチェンジ周辺の整備
14	市民の安全を守る新消防署の建設
15	市民が求める生活基盤の整備
16	未来を担う子育て支援

ユニティ組織または市内が活動拠点の各種団体やグループです。
※政治団体や宗教団体を除く。原則10人以上の参加が必要。
◆開催講座
全16講座（＝上表）の中から一つを選び申し込んでください。
◆開催日時・場所
開催日時は、団体の希望する日（年末年始を除く）の10時～21時のうち2時間以内とします。
開催場所は、申し込みされる団体が希望する場所とします。
※希望する日時・場所での開催が困難な場合は調整を行います。
◆申し込み
開催を希望する日の1カ月前までに秘書課（市役所2階）に申込書を出してください。

申問秘書課広報聴班

☎ 73・0080

ご意見・ご提言

寄せられた声をご紹介します

市長への手紙などを通じて皆さんから寄せられたまちづくりのためのご意見、ご提言の一部を紹介します（▶：意見・提言 →：回答・検討結果。いずれも要旨）。

▶左足に障がいがあるので、市役所1階西側女子トイレにある和式トイレに一人でも立てるよう手すり

を付けてほしい。

→市役所1階西側女子トイレの和式トイレに手すりを設置します。

▶崩れそうな空き家が気になります。

→市では空き家などの所有者などに対し、文書送付や訪問などを行い、適切な管理をお願いしています。心配な空き家がある場合は、都市整備課まで情報提供をお願いします。

原油価格・物価高騰の影響を受ける市民や事業者への支援策



原油価格や物価高騰の影響を受ける市民や市内事業者へ、市独自支援策として下記の事業を実施します。

物価高騰家計応援クーポン券を発行

市内店舗で利用可能なクーポン券5000円分（500円券10枚）を市内全世帯に配布します。

※配布時期や使用可能な店舗などは、今後市ホームページなどでお知らせします。

☎産業振興課商工観光室 ☎73-0089

農林漁業者の生産コストを一部助成

原油価格や物価高騰の影響を受ける農林漁業者へ、生産コストの一部を助成します。

対象者…市内に住所または事業所を有し、前年から継続して経営している農林漁業者

補助金額…薬剤費・肥料費・光熱動力費など、前年に掛かった農林水産物の生産販売費用の10%を補助（上限3万円）

※申請方法など詳細は、今後市ホームページなどでお知らせします。

☎産業振興課農政班 ☎73-0089

子どもの給食費などを免除・助成

子育て世帯の負担軽減のため、5カ月（9月～翌年1月）分の保育料や給食費を免除または助成します。なお、対象は市内在住の人に限りです。

◆保育園児の保護者へ

3歳未満の保育園児の5カ月分の保育料と、3歳以上の保育園児の5カ月分の給食費を免除または助成します。申請が必要な保護者には後日申請書を送付します。

☎福祉課子育て支援班 ☎73-0096

◆市内の幼稚園、小・中学校に通う子どもの保護者へ

市内の幼稚園、小・中学校に通う園児・児童・生徒の5カ月分の学校給食費を免除します。申請不要です。

☎学校給食センター ☎70-2210

◆市外の小・中学校などに通う子どもの保護者へ

特別支援学校または市外の小・中学校に通う児童・生徒の保護者に5カ月分の匝瑳市学校給食費相当額を支給します。対象者には後日申請書を送付します。

☎学校教育課学務班 ☎73-0094

子育て世帯生活支援特別給付金

児童1人に付き5万円を支給

低所得の子育て世帯の生活を支援するため、特別給付金を支給します。

給付対象者

◆ひとり親世帯

次の①～③のいずれかに該当する人

①令和4年4月分の児童扶養手当が支給される人

②公的年金などを受給し、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない人

③新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変するなど、収入が児童扶養手当受給者と同じ水準の人

◆ひとり親世帯以外

次の④～⑥のいずれかに該当し、令和4年度の住民税が非課税であるか、新型コロナウイルス感染症の影響によりそれと同様の事情にあると認められる人

④令和4年4月分の児童手当・特別児童扶養手当の受給者

⑤令和4年5月～5年3月のいずれかの月分の児童手当・特別児童扶養手当に係る受給資格の認定または額の改定の認定を受けた人

⑥令和4年3月31日時点で平成16年4月2日～19年4月1日に生まれた児童（高校生世代）を養育する人または令和4年4月1日以降に新たにその児童を養育するようになった人

☎福祉課子育て支援班 ☎73-0096

☎73-0096

給付額

対象児童1人に付き5万円

受給申請

対象者②③⑥と、④のうち公務員、⑤のうち特別児童扶養手当受給者は申請が必要で、令和5年2月28日（火）までに、申請書などを福祉課（市役所1階）または野栄総合支所に提出してください。

☎福祉課子育て支援班 ☎73-0096

☎73-0096

☎73-0096

☎73-0096

☎73-0096